

## 安心の医療確保に向けて

このたび、市民の安全・安心な暮らしを確保するため、医療関係者等の専門家や市民代表による「明石市安心の医療確保政策協議会」の設置に際しましては、委員就任を快くお引き受けいただき厚くお礼申し上げます。

今後は、この協議会で、明石市の安心の医療確保政策並びに市民病院のあり方についての幅広い議論を通して、市議会、市民のみなさまのご理解、ご協力を得ながら、しっかりととした医療政策の推進に取り組んでまいらなければならないと考えております。

委員各位におかれましては、下記の諸事項についてご議論いただき、協議会の意見としてとりまとめをお願い申し上げます。

### 記

#### 1 基本方針

- ① 明石市域において、市民がこれまで以上の安定した医療サービスを受けられること。
- ② 市立市民病院を存続させること。廃止や民間委譲は考えない。

#### 2 検討事項

- ① 明石市域における疾患別医療や救急医療の現状と課題をどう捉えるか
- ② 市立市民病院の役割・機能  
市民病院の担うべき役割の設定と、これらの役割を平成23年度までに実現できる方策について
- ③ 市立市民病院の経営  
市民病院の現状分析（経営指標、財務分析など）を通して、医師確保の方策、病院の権能や機動性の強化、病院職員（医師等）の待遇、経営のあり方などについて
- ④ 地域医療を守るシステム、或いは疲弊させないための基本的な考え方、方策  
現行の医療システムの課題と解決方策、医療連携（病病連携、病診連携、疾患別クリティカルパス）のあり方、市民への積極的な情報提供、市民の理解、協力について

#### 3 検討期間

- ① 全体の検討期間は2年間とします。ただし、2年目は検証を含みます。
- ② 医療制度や診療報酬体系の大きな転換点になると予想される平成24年4月までに、一定の取り組みを完了させておく必要があるため、市立市民病院の経営に関するについては、平成21年度中を目途に、その方向性について、まとめていただきたい。

平成21年6月3日

明石市長

北口 寛人